２　基盤機構等への事務の委託に関する事項
基盤機構等への事務の委託について、第３の５に準じた改正を行う。（第百五十三条の十第二項関係）
３　その他所要の改正を行う。
第５　国民健康保険法の一部改正
１　医師手当拠出金等に関する事項
国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等について、第３の４の⑵に準じた改正を行う。（第六十九条、第七十条第一項、第七十三条第一項、第二項、第七十五条、第七十五条の七第一項、第七十六条第一項、第二項、第八十一条の二第十項関係）
２　基盤機構等への事務の委託に関する事項
基盤機構等への事務の委託について、第３の５に準じた改正を行う。（第百十三条の三第二項関係）
３　その他所要の改正を行う。
第６　地方税法の一部改正
１　国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用について、第３の４の⑵に準じた改正を行う。（第七百三条の四関係）
２　その他所要の改正を行う。
第７　高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正
１　都道府県医療費適正化計画に関する事項
⑴　都道府県医療費適正化計画において定める事項に、当該都道府県の地域医療構想に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項を追加する。（第九条第二項関係）
⑵　都道府県は、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項等を定めるに当たっては、地域における医療機関機能の分化及び連携の推進に向けた取組の重要性に留意するものとする。（第九条第四項関係）
⑶　都道府県医療費適正化計画は、地域医療構想と調和が保たれたものでなければならないものとする。（第九条第六項関係）
２　仮名医療保険等関連情報の利用又は提供等に関する事項
仮名医療保険等関連情報について、第２の８の⑸から⑺までに準じた改正を行う。（第十六条の七～第十七条の二、第百六十七条の二関係）
３　医師手当拠出金等に関する事項
後期高齢者医療に要する費用、前期高齢者交付金、後期高齢者交付金等について、第３の４の⑵に準じた改正その他所要の改正を行う。（第三十四条第一項、第三項、第四項、第六項、第三十五条第一項、第三項、第四項、第六項、第三十八条第一項、第二項、第三十九条第一項、第二項、第九十三条第一項、第百条第一項、第百四条第一項、第三項、第百十六条第二項、第百二十条第一項関係）
４　基盤機構等への事務の委託に関する事項
基盤機構等への事務の委託について、第３の５に準じた改正を行う。（第百六十五条第二項関係）
５　その他所要の改正を行う。
第８　介護保険法の一部改正
１　医療法の準用に関する事項
第１の１の⑼は、介護老人保健施設及び介護医療院の管理者について準用するものとする。（第百五条、第百十四条の八関係）
２　基盤機構等への事務の委託に関する事項
基盤機構等への事務の委託について、第３の５に準じた改正を行う。（第百十五条の四十七第十一項関係）
３　基本指針に関する事項
厚生労働大臣が定める基本指針は、医療情報化推進方針に即して定めるものとする。（第百十六条第一項関係）
４　都道府県介護保険事業支援計画に関する事項
都道府県介護保険事業支援計画は、地域医療構想との整合性の確保が図られたものでなければならないものとする。（第百十八条第十項関係）
５　仮名介護保険等関連情報の利用又は提供等に関する事項
仮名介護保険等関連情報について、第２の８の⑸から⑺までに準じた改正を行う。（第百十八条の八～第百十八条の十四、第二百五条の三関係）
６　その他所要の改正を行う。
第９　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正
厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を令和十一年十二月三十一日まで延長する。（附則第十条の三第五項関係）
第10　児童福祉法の一部改正
１　電子資格確認に関する事項
⑴　医療費支給認定保護者が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童に指定小児慢性特定疾病医療支援を受けさせるとき、又は医療費支給認定患者が指定小児慢性特定疾病医療支援を受けるときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証の提示、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、当該指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける者が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であることについて、指定小児慢性特定疾病医療機関の確認を受けるものとする。（第十九条の三第九項関係）
⑵　⑴の「電子資格確認」とは、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、都道府県に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定の情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、都道府県から回答を受けて当該情報を指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関に提供し、当該指定小児慢性特定疾病医療機関から医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であることの確認を受けることをいうものとする。（第十九条の三第十項関係）
⑶　国及び都道府県並びに指定小児慢性特定疾病医療機関その他の関係者は、⑵の電子資格確認の仕組みの導入その他の医療に関する給付に係る手続における情報通信の技術の利用を推進し、もって医療保険各法等その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務の円滑な実施に資するよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。（第五十六条の六の二関係）
⑷　肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費の支給に係る電子資格確認の仕組みの導入について、⑴から⑶までに準じた改正を行う。（第二十一条の五の三十、第二十四条の二十一、第五十六条の六の二関係）
２　基盤機構等への事務の委託に関する事項
⑴　都道府県は、指定小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病児童等又は小児慢性特定疾病児童等であった者の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務について、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第十九条の二十の二第一項関係）
⑵　都道府県は、⑴により事務を委託する場合は、⑴により事務を委託する他の都道府県、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第一条に規定する保険者、当該事務以外の法令の規定による医療に関する給付に係る事務を行う者であって厚生労働省令で定めるもの並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区その他厚生労働省令で定める者と共同して委託するものとする。（第十九条の二十の二第二項関係）
⑶　市町村は、肢体不自由児通所医療費に係る障害児又は障害児であった者の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務について、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第二十一条の五の三十関係）
⑷　都道府県は、障害児入所医療費に係る障害児又は障害児であった者の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務について、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第二十四条の二十一関係）
⑸　⑶及び⑷により事務を委託する場合について、⑵に準じた改正を行う。（第二十一条の五の三十、第二十四条の二十一関係）